

長崎市公告第 60 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 15 日

長崎市長 田 上 富 久

1 業務の概要

(1) 業務名

東山手・南山手地区歴史まちづくり調査・分析及び計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

東山手・南山手地区歴史まちづくり調査・分析及び計画策定支援業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 26 日（金）まで

(4) 履行場所

長崎市南山手町ほか

(5) 予算額

16,000,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「市場・統計調査」、「各種計画策定」及び「研修・講演、講師派遣」の 3 業種の全てにおいて登録がある者であること（登録手続に関しては、長崎市理財部契約検査課総務係（電話番号 095-829-1160）にご連絡下さい。）。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(8) 業務の管理及び総括等を行う主任担当者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に 12 の担当所属まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 2 年 7 月 30 日 (木) まで (長崎市の休日を定める条例 (平成 5 年長崎市条例第 35 号) 第 1 条第 1 項に規定する本市の休日 (以下「休日」という。) を除く。) の 8 時 45 分から 17 時 30 分まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市桜町 4 番 1 号 (長崎商工会館 5 階)
長崎市 まちづくり部 景観推進室

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 2 年 6 月 29 日 (月) 17 時 30 分必着
(提出期限内に 3 (2) の場所に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3 (2) の場所 (景観推進室) に持参、郵送 (配達証明付き書留郵便に限る。) その他宅配の方法により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

- ア 公募型プロポーザル参加表明書 (第 1 号様式)
- イ 担当者連絡先 (様式ア)

5 提案書の提出要請等

長崎市は参加表明書を提出した者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認通知書 (第 2 号様式) により参加資格を通知するとともに、プロポーザル参加要請書 (第 3 号様式) により提案書の提出を要請する。

なお、参加資格が認められなかった者に対しては、認められない理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書 (第 2 号様式) により通知するものとする。

通知予定日 令和 2 年 7 月 1 日 (水)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、質問書 (様式シ) に記載の上、電子メール又はファクシミリにより 6 (3) に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和 2 年 7 月 1 日 (水) 17 時 30 分必着

ただし、参加表明に関する質問は令和2年6月22日（月）17時30分必着

(3) 質問書送信先

長崎市 まちづくり部 景観推進室

電話：095-829-1177 ファクシミリ：095-829-1175

E-mail: keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和2年7月3日（金）17時30分まで（参加表明に関するものは令和2年6月24日（水）17時30分まで）に質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者全てに電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和2年7月31日（金）17時30分必着（提出期限内に3（2）の場所に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3（2）の場所（景観推進室）に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日：令和2年8月11日（火）

実施時間、留意事項等の詳細については、別途ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準表

※の評価項目はヒアリング実施時に審査する				
評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点	
組織評価	履行実績 (同種業務)	業務実績調書 (様式ウ) 提案者が過去5年間(平成27年度以降)に完了した同種業務の実績について評価する。 10点: 5件以上 8点: 4件 6点: 2~3件 4点: 1件 0点: 0件	10	
	履行実績 (類似業務)	業務実績調書 (様式ウ) 提案者が過去5年間(平成27年度以降)に完了した類似業務の実績について評価する。 5点: 5件以上 4点: 4件 3点: 2~3件 2点: 1件 0点: 0件	5	
担当者評価	主任担当者の 履行実績 (同種業務)	配置予定者調書 (様式エ) 主任担当者が過去5年間(平成27年度以降)に担当した同種業務の実績について評価する。 10点: 3件以上 6点: 1~2件 0点: 0件	10	
	履行実績 (類似業務)	配置予定者調書 (様式エ) 主任担当者または担当者(再委託等による担当者を含む。)が過去5年間(平成27年度以降)に担当した類似業務の実績について評価する。 5点: 3件以上 3点: 1~2件 0点: 0件	5	
※実施方針等評価	(ア) 業務実施方針	提案資料 (任意様式)	本業務の目的、重要度、条件、内容等の理解度を評価する。 10点:非常に優れている。 8点:優れている。 6点:本業務に支障がない程度である。 4点:劣っている。 0点:非常に劣っている。	10
	(イ) 業務実施体制		本業務を進めるにあたっての業務従事者の経歴や配置等の実施体制について評価する。 10点:対応が非常に期待できる。 8点:対応が期待できる。 6点:本業務に支障がない程度である。 4点:対応が不安である。 0点:対応が非常に不安である。	10
	(ウ) 業務の実施手法		本業務の工程計画について、業務フローが本業務と整合しているか、業務量や進捗を把握できるものになっているか評価する。 10点:妥当性が非常に高い。 8点:妥当性が高い。 6点:本業務に支障がない程度である。 4点:妥当性が低い。 0点:妥当性が非常に低い。	10
※提案内容評価	(ア) 調査・分析	提案資料 (任意様式)	調査・分析の手法・進め方が論理的・合理的であるか評価する。 10点:妥当性が非常に高い。 8点:妥当性が高い。 6点:本業務に支障がない程度である。 4点:妥当性が低い。 0点:妥当性が非常に低い。	10
	(イ) 計画策定		地区の課題を的確に把握しており、まちづくりの方向性や具体的な施策は、先進性と地域特性を踏まえた実現性を併せ持っているか評価する。 20点:非常に優れている。 16点:優れている。 12点:本業務に支障がない程度である。 8点:劣っている。 0点:非常に劣っている。	20
			計画の構成及び計画策定の具体的なプロセスについて、論理的・合理的であるか評価する。 20点:非常に優れている。 16点:優れている。 12点:本業務に支障がない程度である。 8点:劣っている。 0点:非常に劣っている。	20
	(ウ) 合意形成		関係者の意見の反映方法等、合意形成の進め方について評価する。 10点:非常に優れている。 8点:優れている。 6点:本業務に支障がない程度である。 4点:劣っている。 0点:非常に劣っている。	10
合計			120	
※最も優れた提案の評価が同点になったときは、提案内容評価の点が高い者をもって受託候補者に特定する。 さらに、提案内容評価が同点になったときは、参考見積額の低い者をもって受託候補者に特定する。				

委員名は次のとおりとする。

	所 属	職 名	氏 名
1 (委員長)	まちづくり部	部長	片江 伸一郎
2	まちづくり部	政策監	川原 直樹
3	まちづくり部都市計画課	課長	赤倉 史明
4	まちづくり部まちなか事業推進室	室長	濱崎 高行
5	文化観光部文化財課	課長	大賀 史郎
6	文化観光部観光政策課	課長	中島 博和
7	—	景観専門監	高尾 忠志

※委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行った者は失格とする。

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、決定通知書（第6号様式）又は非決定通知書（第7号様式）で、令和2年8月12日（水）に通知する予定である。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結に当たっては、改めて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。

- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以降の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当所属

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館5階
長崎市 まちづくり部 景観推進室
担当者 平山・植木
電話：095-829-1177 ファクシミリ：095-829-1175
E-mail：keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp